

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市手数料条例	1
------------	-------	---

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧			新		
(徴収の時期等)			(徴収の時期等)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2 既に徴収した手数料は、還付しない。			2 既に徴収した手数料は、還付しない。 <u>ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u>		
3 及び 4 (略)			3 及び 4 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務		金額	手数料を徴収する事務		金額
(41) 国民健康保険の資格に関する証明	1件につき	400円	(41) 国民健康保険の資格に関する証明	1件につき	400円
(42) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者の認定	1件につき	400円	(42) (略)	(略)	(略)
(43) (略)	(略)	(略)	(43) (略)	(略)	(略)
(44) (略)	(略)	(略)	(44) (略)	(略)	(略)
(45) (略)	(略)	(略)	(45) (略)	(略)	(略)
(46) (略)	(略)	(略)	(46) (略)	(略)	(略)
(47) (略)	(略)	(略)	(47) (略)	(略)	(略)
(48) (略)	(略)	(略)	(48) (略)	(略)	(略)
(49) (略)	(略)	(略)	(49) (略)	(略)	(略)
(50) (略)	(略)	(略)	(50) (略)	(略)	(略)
(51) (略)	(略)	(略)	(51) (略)	(略)	(略)
(52) (略)	(略)	(略)	(52) (略)	(略)	(略)
(53) (略)	(略)	(略)	(53) (略)	(略)	(略)
(54) (略)	(略)	(略)	(54) (略)	(略)	(略)

旧			新		
<u>(55)</u>	(略)	(略)	<u>(54)</u>	(略)	(略)
<u>(56)</u>	(略)	(略)	<u>(55)</u>	(略)	(略)
<u>(57)</u>	(略)	(略)	<u>(56)</u>	(略)	(略)
			改正附則 この条例は、公布の日から施行する。		